

金融庁告示第 号

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第 号）第二条第一項及び

第二項に規定する金融庁長官が指定するものを次のように定め、平成二十四年十一月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

第一条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、iTraxx Japanのうち五十以下の内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（五十以下の内国法人に係るものに限る。）を同項に規定する事由とする取引であつて、株式会社日本証券クリアリング機構が、当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。次条において同じ。）の対象としているもの（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の施行の日の直前の更新日（内国法人の組合せを組成する日をい

う。以下この条において同じ。）の前々回の更新日以降に内国法人の組合せが組成された取引に限る。）とする。

第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第二項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭の少なくともいずれか一方が変動金利に基づくものうち、変動金利が次のいずれかに該当する取引であつて、株式会社日本証券クリアリング機構が、当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業の対象としているものとする。

一 三か月物の円LIBOR

二 六か月物の円LIBOR